

議案第64号

湯梨浜町立青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例について

次のとおり、湯梨浜町立青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月10日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町立青少年の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

湯梨浜町立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成 16 年湯梨浜町条例第 97 号)は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。